

建設部

建設委員会

【議案（単行）関係資料】

（当初予算関係）

2月7日提出

令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）
建設部 提出資料

令和 7 年 2 月 7 日
建設部

建設委員会
【議案関係】

- 都 市 計 画 課 秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例案について . . . 3
- 建 築 住 宅 課 秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について . . . 4

秋田県宅地造成等工事許可等手数料徴収条例案について

都 市 計 画 課

1 制定理由

宅地造成及び特定盛土等規制法の施行により、規制区域内で行われる宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積（以下「宅地造成等」という。）に関する工事の許可等を行うに当たり、当該事務に係る手数料を定め、工事の許可を受けようとする者等から手数料を徴収する必要がある。

2 内容

- （１）宅地造成等に関する工事の許可申請に係る手数料の額を定める。
- （２）宅地造成等に関する工事の計画変更の許可申請に係る手数料の額を定める。
- （３）その他所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

この条例は、令和７年５月２６日から施行することとする。

【参考】手数料の額

① 工事の許可申請に係る手数料 （１件につき）

盛土又は切土を行う土地の面積 （土石の堆積を行う土地の面積）	宅地造成、 特定盛土等	土石の堆積
500m ² 以内のもの	16,000 円	11,000 円
500m ² を超え 1,000m ² 以内のもの	27,000 円	13,000 円
1,000m ² を超え 2,000m ² 以内のもの	39,000 円	16,000 円
2,000m ² を超え 3,000m ² 以内のもの	57,000 円	19,000 円
3,000m ² を超え 5,000m ² 以内のもの	72,000 円	28,000 円
5,000m ² を超え 10,000m ² 以内のもの	96,000 円	31,000 円
10,000m ² を超え 20,000m ² 以内のもの	150,000 円	38,000 円
20,000m ² を超え 40,000m ² 以内のもの	230,000 円	52,000 円
40,000m ² を超え 70,000m ² 以内のもの	370,000 円	72,000 円
70,000m ² を超え 100,000m ² 以内のもの	530,000 円	100,000 円
100,000m ² を超えるもの	690,000 円	130,000 円

② 工事の計画変更の許可申請に係る手数料

- ・ １件につき、次の額を合算した額
 - イ) 工事の計画変更の場合については、宅地造成等を行う土地の面積に応じ①に規定する額に 10 分の 1 を乗じて得た額
 - ロ) 新たな土地の追加に係る工事の計画変更については、新たに追加される宅地造成等の土地の面積に応じ①に規定する額
 - ハ) その他の変更については、10,000 円

秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案について

建 築 住 宅 課

1 改正理由

指定事務所登録機関が行う建築士事務所の登録に係る事務の実態に鑑み、建築士事務所の登録の申請に係る手数料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

建築士事務所の登録の申請に係る手数料の額を、1件につき23,000円に引き上げることとする。

3 施行期日

この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。

【参考】建築士事務所登録制度の概要等

○建築士法に基づき、設計又は工事監理等を業として行おうとするときは、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を定めて、知事の登録を受ける必要がある。

○建築士事務所の登録事務は、指定事務所登録機関に行わせることが可能である。

※全ての都道府県で指定事務所登録機関を指定している。
(本県では、一般社団法人秋田県建築士事務所協会を指定し、登録事務を行わせている。)

○指定事務所登録機関に建築士事務所の登録を申請する場合は、条例で定める手数料を当該機関に納める必要がある。

【秋田県建築士事務所登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表】

新	旧
(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 略 二 <u>法第二十三条第一項又は第三項の規定による建築士事務所の登録の申請 一件につき 二万三千円</u>	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 略 二 <u>法第二十三条第一項又は第三項の規定による建築士事務所の登録の申請</u> イ <u>一級建築士事務所に係るもの 一件につき 一万五千円</u> ロ <u>二級建築士事務所又は木造建築士事務所に係るもの 一件につき 一万円</u>